

令和 8 年度

# 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収のしおり

羽 島 市 役 所  
市民部 税務課 市民税係

〒501-6292 羽島市竹鼻町55番地  
本庁舎1階41～43番窓口  
電 話 〈058〉392-1111(代)  
内線 2237・2238  
FAX 〈058〉392-2863

# 目 次

1	令和8年度市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について	1
2	特別徴収の取扱要項	3
3	市民税・県民税・森林環境税の税額計算方法について	5
4	退職所得にかかる特別徴収の取り扱いについて	7
5	市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額払込金融機関	7
6	個人番号の取り扱いについて	8
7	郵便官署の指定について	9
8	納入書の記入・取り扱いについて	11
9	給与所得者異動届出書の記載例	1枚
10	給与所得者異動届出書	3枚
11	特別徴収への切替申請書	1枚
12	納期の特例についての承認申請書	1枚
13	特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書	1枚
14	特別徴収税額通知受取方法変更届出書	1枚

# 1 令和 8 年度市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について

平素、当市の市民税・県民税・森林環境税の特別徴収につきましては、特別徴収義務者各位のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

つきましては、貴事業所を特別徴収義務者に指定し、本年度の税額通知書等を別紙のとおりお届けいたしますので、よろしくご配慮くださいますようお願いいたします。

## 2 特別徴収の取扱要項

### (1) 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収とは

納税者の便宜をはかる目的から、地方税法第319条第2項及び第321条の3並びに羽島市税条例第43条及び岐阜県税条例第26条の規定によって納税者の方が納めなければならない1年間の市民税・県民税・森林環境税額を12回に分け、6月から翌年5月まで給与の支払われるときに給与の支払者(特別徴収義務者)が毎月差し引いて、その月分として納入していただくことです。

### (2) 特別徴収義務者とは

地方税法第321条の4並びに羽島市税条例第44条及び岐阜県税条例第26条の規定によって指定を受けられた給与の支払者をいいます。市から、5月31日までに「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)」等が送達されますと特別徴収義務が発生します。この特別徴収義務者は毎月定められた税額(月割額)を給与から差し引いて、定められた期限までに納入しなければなりません。

### (3) 特別徴収税額の通知書受領について

特別徴収の関係書類を受けとられましたらその内容を確認してください。「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)」にある「指定番号」は、あなたの事業所を表示したものです。今後、市に特別徴収関係書類を提出する際、また、照会をする際などには、この番号を明示してください。なお、「特別徴収税額の通知書(納税義務者用)」は各納税者へ必ず交付してください。退職等により交付できない方がいる場合は異動届出書につけてお返しください。

### (4) 毎月の給与から差し引く月割額について

この「しおり」と同封してお送りしました「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)」にもとづいて差し引いていただきます。詳しい事は、「納入書の記入・取り扱いについて」をご覧ください。

### (5) 月割額の納入期限について

特別徴収義務者は6月から翌年5月まで給与の支払いをするときに毎月徴収して、翌月10日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)までに指定する納入場所へ納入してください。

### (6) 納税者が退職又は転勤された場合の処理について

納税者が5月31日以前に異動(退職、死亡、転勤、長期欠勤等)されて給与の支払いがなくなったときは6月分から徴収して納入する義務はありませんので、この「しおり」の中にある異動届を羽島市役所市民部税務課市民税係あてに至急提出してください。また、それ以降に異動のあったときは、その異動の月までは徴収し納入していただきますが、その翌月からは徴収の義務はありません。この場合はその異動の発生した日の翌月10日までに異動届を羽島市役所市民部税務課市民税係あてに提出してください。なお、6月1日から12月31日までの間の退職で、納税者から翌年以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申し出があった場合、及び翌年の1月1日から4月30日までの間に退職した場合には翌月以降の月割額を特別徴収(一括徴収)して繰上納入してください。(この場合も異動届を提出してください。)

## (7) 退職、転勤などの場合の未納月割額の納入について

退職された場合の未納月割額は普通徴収の方法に変更し、市から納税通知書を直接納税者に送達しますので、異動後の住所などは詳細に異動届出書に記入してください。転勤の場合は、その転勤先が市から特別徴収義務者に指定されているときは特別徴収を継続していただくよう転勤先に特別徴収の継続通知書を送付します。また、指定されていない場合は新しく指定するか普通徴収に変更します。

## (8) 納期の特例について

給与等の支払いを受ける者が常時10人未満の事業所は、市長に「納期の特例についての承認申請書」を提出することによって(承認された場合)給与等の支払いの際徴収した税額の納入を次のように、年2回だけにすることができます。

納期  $\left\{ \begin{array}{l} \text{6月分月割額から11月分月割額までの合計額を} \text{—————} \rightarrow \text{12月10日までに} \\ \text{12月分月割額から翌年の5月分月割額までの合計額を} \text{—————} \rightarrow \text{翌年の6月10日までに} \end{array} \right.$

なお、この納期の特例については、退職手当等にかかる特別徴収にも適用されます。

### 《注 意》

- ① 納期の特例の承認申請をされても滞納や著しい納入遅延がある場合は、承認されないことがあります。また、承認を受けても滞納したり、納入遅延があったりしますと、この特例の承認を取り消すこととなりますのでご注意ください。
- ② 納期の特例の承認後給与等の支払いを受ける者の人数が条件の限度を超えることとなった場合(常時10人以上になったとき)は、その旨をすみやかに届け出てください。
- ③ 納期の特例が承認された場合でも異動(退職など)があったときは「異動届出書」を翌月10日までに必ず提出してください。
- ④ 納期の特例の承認は来年以降にひきつづきますので、承認申請書は一度だけの提出で結構です。

## (9) 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額を通知した後に、その税額に誤りがあつたり、またこれを変更する必要が生じたときは、「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書」をお送りいたしますので、一部(納税義務者用)を各納税者へ交付してください。

また、この「税額変更通知書」をお受け取りになりましたら、その通知を受け取られた日の属する月以後において徴収すべき月割額は通知書に記載された変更後の月割額によって徴収し、納入していただきます。

## (10) 月割額を滞納された場合

税額に納期限の翌日から納付日までの日数に応じて年14.6%(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間は年7.3%)の割合(延滞金特例基準割合(当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合をいう。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(上限年7.3%)とします。)を乗じて計算した額の延滞金を加算して納めていただきます。

ただし、税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。また、延滞金が1,000円未満の場合は、全額を切り捨て、1,000円以上の場合でも、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

### 3 市民税・県民税・森林環境税の税額計算方法について

市民税・県民税・森林環境税の税額の算出は次の方法によって計算します。

#### ◎給与所得者

- ・前年の収入金額－給与所得控除額＝所得金額
- ・所得金額－(雑損控除＋医療費控除＋社会保険料控除＋生命保険料控除＋地震保険料控除＋配偶者控除＋配偶者特別控除＋扶養控除＋特定親族特別控除＋障害者控除＋ひとり親(寡婦)控除＋勤労学生控除＋基礎控除)＝課税標準額  
(千円未満切捨て)
- ・課税標準額×税率＝税額控除前所得割額
- ・税額控除前所得割額－税額控除額＝所得割額(税率は後述)

#### ※税額控除額

調整控除、配当控除、配当割額、株式等譲渡所得割額の控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除の控除額の合算額

#### (1) 所得控除額について

- ①雑損控除額……(実質損失額－所得金額× $\frac{1}{10}$ )又は  
(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか多い方の金額
- ②医療費控除額……医療費の実質負担額－(所得金額× $\frac{5}{100}$ 又は、100,000円のいずれか低い金額)  
(ただし、最高200万円まで)

※セルフメディケーション税制適用の場合は

対象医薬品の購入代金－(1万2千円)最高8万8千円

- ③社会保険料控除額……健康保険、共済組合の掛金等の金額

#### ④生命保険料控除額

a)～c)の合計額が生命保険料控除額になります(ただし最高7万円)

a)新契約(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)に係る支払保険料の場合

※一般分、介護医療分、個人年金分、それぞれの金額で計算します

支払保険料の合計額	控除額
12,000円以下の場合	支払った保険料の全額
12,001円～32,000円	(支払った保険料の金額の合計額)× $\frac{1}{2}$ ＋6,000円
32,001円～56,000円	(支払った保険料の金額の合計額)× $\frac{1}{4}$ ＋14,000円
56,000円を超える場合	28,000円

b)旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)に係る支払保険料の場合

支払保険料の合計額	控除額
15,000円以下の場合	支払った保険料の全額
15,001円～40,000円	(支払った保険料の金額の合計額)× $\frac{1}{2}$ ＋7,500円
40,001円～70,000円	(支払った保険料の金額の合計額)× $\frac{1}{4}$ ＋17,500円
70,000円を超える場合	35,000円

#### C)新契約と旧契約の双方に加入している場合

適用する生命保険料控除	控除額
新契約のみ生命保険料控除を適用	aに基づき算定した控除額
旧契約のみ生命保険料控除を適用	bに基づき算定した控除額
新契約と旧契約の双方について生命保険料控除を適用	aに基づき算定した控除額とbに基づき算定した控除額の合計額(最高28,000円)

※有利なものを選択できます

#### ⑤地震保険料控除額

a)支払保険料が地震保険料だけの場合

支払保険料の合計額	控除額
50,000円以下の場合	(支払った保険料の金額の合計額)× $\frac{1}{2}$
50,000円を超える場合	25,000円

b)支払保険料が旧長期損害保険料だけの場合

支払保険料の合計額	控除額
5,000円以下の場合	支払った保険料の全額
5,001円～15,000円	(支払った保険料の金額の合計額)× $\frac{1}{2}$ ＋2,500円
15,000円を超える場合	10,000円

c)支払保険料のうち、地震保険料と旧長期損害保険料とがある場合

- a)及びb)の規定に準じて計算した金額の合計額が25,000円以下の場合  
……控除額＝当該合計額
- a)及びb)の規定に準じて計算した金額の合計額が25,000円を超える場合  
……控除額＝25,000円

d)建物更正共済に加入している場合

証明書に地震保険料としての証明額と旧長期損害保険料としての証明額の両方に記載がある場合、控除額を比較してどちらか有利な方を選択します。契約が複数ある場合は、契約ごとに選択できます。

⑥配偶者控除額及び配偶者特別控除額

	配偶者の合計所得金額	申告者本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	58万円以下	33万円	22万円	11万円
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
	133万円超	0円		

⑦扶養等の控除額

基礎控除			原則
扶養控除	一般の扶養親族		33万円
	特定扶養親族		45万円
	老人扶養親族	同居老親等以外	38万円
		同居老親等	45万円
障害者控除	一般の障害者		26万円
	特別障害者		30万円
	同居特別障害者		53万円
ひとり親控除			30万円
寡婦控除			26万円
勤労学生控除			26万円

⑧特定親族特別控除額

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 95万円以下	45万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

(2) 税率

- 均等割 市民税 3,000円 県民税 2,000円
- 所得割(総合課税) 市民税 6% 県民税 4%
- 森林環境税(国税) 1,000円

※清流の国ぎふ森林・環境税(県民税均等割の超過課税)  
平成24年度導入の「清流の国ぎふ森林・環境税」は適用期間が延長され、令和8年度まで県民税均等割に年額1,000円を加算してご負担いただいております。

※所得割の非課税措置  
所得金額 ≤ 35万円 × (本人、同一生計配偶者)<sup>(注)</sup> + 42万円  
及び扶養親族の合計数  
(注)同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算

(3) 税額控除(調整控除)

合計課税所得金額が200万円以下の者  
次の①と②のいずれか小さい額の5%(県民税2%、市民税3%)に相当する金額  
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額  
②合計課税所得金額

合計課税所得金額が200万円超の者  
次の①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(県民税2%、市民税3%)に相当する金額  
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額  
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額  
※合計所得金額が、2,500万円を超える場合は調整控除の適用がありません。

控除の種類	金額	控除の種類	金額			
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下 900万円超 950万円以下 950万円超 1,000万円以下			
障害者控除	普通	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	特別		老人	10万円	6万円	3万円
	同居特別		同居特別	22万円		
ひとり親控除	父	扶養控除	一般	5万円	老人	10万円
	母		特定	18万円	同居老親等	13万円
寡婦控除	1万円					
勤労学生控除	1万円					

(4) 税額控除(配当控除)

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当金		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
私投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

(5) 市民税・県民税の配当割額控除額  
又は株式等譲渡所得割額控除額

区分	市民税	県民税
配当金額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

(6) 税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額  
ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む)又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額  
①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)  
②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

市民税	3/5	県民税	2/5
-----	-----	-----	-----

(7) 税額控除(寄附金税額控除)

都道府県・市区町村、岐阜県共同募金会・日本赤十字社岐阜県支部、その他県または市が条例で指定した団体に対して2,000円を超える寄附を行った場合。  
①基本控除額と②特例控除額(住民税所得割の20%が限度)の合計額  
①(寄附金-2,000円)×10%  
②(寄附金-2,000円)×(90%-所得税の限界税率×1.021%)  
※地方自治体等以外に寄附した場合は①のみ  
ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税の寄附金控除は適用されず、ふるさと納税を行った翌年の6月以後に支払う住民税にて控除されます。

#### (8) 市民税・県民税・森林環境税の非課税の範囲について

賦課期日(令和8年1月1日)現在、障害者、未成年者(平成20年1月2日以降生まれ)、ひとり親ならびに寡婦で前年中の各種所得額の合計が135万円以下である場合には、市民税・県民税・森林環境税は課税されません。

※ひとり親……・事実上婚姻関係にあると認められる一定の人がいないこと又は、配偶者の生死が明らかでない人で前年中の合計所得金額が58万円以下の生計を一にする子がある人。

※寡婦……・夫と死別後再婚していない人で、合計所得金額が500万円以下の人。

・夫と離婚後、再婚していない人で、前年中の合計所得金額が58万円以下の生計を一にする扶養親族がある人で、かつ合計所得金額が500万円以下の人。

#### (9) 不服の申立について

特別徴収義務者と納税者にお届けした税額通知書の記載事項に不服がある場合は、通知書を受けとった日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。

## 4 退職所得にかかる特別徴収の取り扱いについて

退職手当等に対する個人の住民税は、他の所得と区分して退職手当等を支払う際にそれに対する税額を天引して納めていただく、いわゆる分離課税の方法になっております。なお、納入の方法は、別紙納入書で分離課税に係る所得割もあわせて納入できるよう、裏面が退職所得に係る納入申告書となっています。所定事項の記載については16ページ(5)をご参照ください。

## 5 市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額払込金融機関

### (1) 金融機関

十六銀行、大垣共立銀行、岐阜信用金庫、大垣西濃信用金庫、尾西信用金庫、岐阜商工信用組合、ぎふ農業協同組合。以上の金融機関の本支店。

・郵便官署 取りまとめ局……ゆうちょ銀行名古屋貯金事務センター

ゆうちょ銀行・郵便局を利用される特別徴収義務者は、第1回納入前に別紙の「指定通知書」を当該ゆうちょ銀行・郵便局名を記入のうえ、ゆうちょ銀行・郵便局へ提出してください。

### (2) 特別徴収税額取りまとめ金融機関

・十六銀行(令和5年10月1日から令和8年9月30日まで)

・大垣共立銀行(令和8年10月1日から令和11年9月30日まで)

## 6 個人番号の取り扱いについて

### (1) 個人番号の記載について

平成29年12月26日付省令改正により、平成30年度分の個人住民税より、書面により「特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)」を送付する場合は、当面の間、個人番号を記載しないこととなりました。なお電子的方法により送付する場合は記載します。

### (2) 個人番号の利用目的について

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)の規定に基づき、個人情報取扱事業者は、特定個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、かつそれを本人に通知又は公表しなければならない。また、当該事業者が特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱うことはできないこととされています。

したがって、「特別徴収税額決定通知(特別徴収義務者用)」により提供を受けた個人番号の利用に当たっては、例えば、その利用目的を「給与支払報告書作成事務」や「源泉徴収票作成事務」等、番号法に基づく関係事務の範囲で特定し、かつそれを本人に通知又は公表していることが必要であるとともに、その利用目的の達成に必要な範囲に限って利用する必要があります。

また、個人情報保護法第20条及び第21条並びに番号法第12条により、特別徴収義務者は個人番号の取扱いについて、漏えい防止などの必要な安全管理措置を講ずる必要がありますので御留意ください。

### (3) 特別徴収義務者の個人番号の収集について

個人番号の収集ができていない従業員等については、引き続き個人番号の収集に努めるようお願いいたします。

#### ※番号法第6条

個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

## 7 ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

特別徴収税額の納入にゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、当市の金融機関として指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」を利用されるゆうちょ銀行・郵便局名記載のうえ、当初納入される際そのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

なお、前年度利用の指定ゆうちょ銀行・郵便局は、本年度も引続き利用できますので届出の必要はありません。

キ  
リ  
ト  
リ

ゆうちょ銀行 店長様 令和 年 月 日  
郵便局長様

岐阜県羽島市長 松 井 聡



### 指 定 通 知 書

地方税法第321条の5第4項の規定により貴局を当市市民税（特別徴収税額）の払込みの取り扱いをするゆうちょ銀行・郵便局に指定しましたから通知します。

#### 記

1. 認 可 番 号 貯業 - 第1556号 (東海郵政局)  
47年12月20日)
2. 口 座 番 号 00800 - 6 - 960387
3. 加 入 者 の 名 称 岐 阜 県 羽 島 市
4. 取 り ま と め 郵 便 局 ゆうちょ銀行名古屋貯金事務センター

## 納入書の記入・取り扱いについて

地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)が改正され、個人市民税・個人県民税・森林環境税(特別徴収分)の納入書の様式が統一されました。

羽島市は、昭和62年度分から特別徴収に係る個人の市民税・県民税・森林環境税の納入書(納入済通知書及び領収証書を含む。)の様式のうちOCR(光学文字読取り装置)処理用の統一様式を使用しましたので、以下の注意事項、記入例をご参照いただき間違いのないように納入してください。

### < 注意事項 >

1. 納入書つづりには、令和8年6月分から令和9年5月分までの12か月分の納入書と予備の納入書(3枚)を綴ってあります。
2. 税を納入される場合は、市から送付しています納入書にあらかじめ特別徴収義務者名、事業年度、行為月等が印字してありますので、必ず専用の納入書を使用してください。
3. 納入書は、OCRで直接読み取りを行いますので「黒のボールペン」又は「黒のサインペン」を使用し、「標準字体」にならって枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載してください。(16ページ参照)
4. 12か月分の納入書には、納入すべき金額が納入金額(1)に印字されています。税額変更があった場合の取り扱いについては、記入例の(2)をご参照ください。
5. 退職所得に係る市民税・県民税の「納入申告書」は、「納入済通知書」の裏面にあります。(16ページ参照)
6. 「納入済通知書」は直接機械に読み込ませますので、汚したり折り曲げたりしないで大切に取り扱いってください。
7. ご不明な点又は用紙等を必要とされる場合は、羽島市役所税務課市民税係までご連絡ください。

TEL (058) 392-1111 内線 2237・2238

FAX (058) 392-2863

# <記入例>

(1) 納入すべき金額が「納入金額(1)」の欄の金額と同じ場合

岐阜県羽島市		個人市民税 個人県民税 森林環境税		領収証書 ㊦						
市区町村コード	口座番号	加入者名								
212091	00800-6-960387	岐阜県羽島市								
令和8年6月分		指定番号	納入金額(1)							
		5432109	52,700 円							
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。	納給与分 (一括徴収 分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	入退職 所得分									
	金延滞金									
	額督促 手数料									
納期限	令和8年7月10日	(2) 合計額								
(特別徴収義務者)		住所 〒501-6000		領収日付印						
		所在地 羽島市〇〇〇町7-7		様						
氏名 又は 名称		〇〇〇〇株式会社		様						

上記のとおり領収しました。 (納入者保管)

岐阜県羽島市		個人市民税 個人県民税 森林環境税		納入書 ㊦						
市区町村コード	口座番号	加入者名								
212091	00800-6-960387	岐阜県羽島市								
令和8年6月分		指定番号	納入金額(1)							
		5432109	52,700 円							
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。	納給与分 (一括徴収 分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	入退職 所得分									
	金延滞金									
	額督促 手数料									
納期限	令和8年7月10日	(2) 合計額								
(特別徴収義務者)		住所 〒501-6000		領収日付印						
		所在地 羽島市〇〇〇町7-7		様						
氏名 又は 名称		〇〇〇〇株式会社		様						

上記のとおり納入しました。 (金融機関保管)

岐阜県羽島市		個人市民税 個人県民税 森林環境税		納入済通知書 ㊦						
市区町村コード	口座番号	加入者名								
212091	00800-6-960387	岐阜県羽島市								
80240602	05432109	000052700	012222							
年 月 分	指定番号	納入金額(1)								
0806	05432109	52,700 円								
212091	納給与分 (一括徴収 分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
納入すべき金額が右の納入金額 (1)の欄の金額と異なるときは、納 入金額(1)の欄を横線で抹消し、納 入金額(2)の欄に記入してください。	入退職 所得分									
	金延滞金									
	額督促 手数料									
	納期限	令和8年7月10日	(2) 合計額							
(特別徴収義務者)		住所 〒501-6000		領収日付印						
		所在地 羽島市〇〇〇町7-7		様						
氏名 又は 名称		〇〇〇〇株式会社		様						

上記のとおり通知します。(受付店 → 十六銀行(取りまとめ銀行) → 羽島市) (羽島市保管)

納入済通知書の納入金額欄に¥記号は記入しないでください。

例) ・納入すべき金額に変更がない場合は納入書をそのままご使用ください。  
何も記入していただく必要はありません。

(2) 納入すべき金額が「納入金額(1)」の欄の金額と異なる場合(給与分のみの場合)

岐阜県羽島市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 領収証書 ㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
212091	00800-6-960387	岐阜県羽島市
令和8年10月分	指定番号	納入金額(1)
	5432109	58,200 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (一括徴収分を含む)	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇
	退職所得分	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇
	延滞金	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇
	督促手数料	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇
納期限	令和8年11月10日	合計額
		〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇
(特別徴収義務者) 住所 又は 所在地 〒501-6〇〇〇 羽島市〇〇〇町7-7 氏名 又は 名称 〇〇〇〇株式会社		領収日付印

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

岐阜県羽島市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入書 ㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
212091	00800-6-960387	岐阜県羽島市
令和8年10月分	指定番号	納入金額(1)
	5432109	58,200 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (一括徴収分を含む)	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇
	退職所得分	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇
	延滞金	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇
	督促手数料	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇
納期限	令和8年11月10日	合計額
		〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇
(特別徴収義務者) 住所 又は 所在地 〒501-6〇〇〇 羽島市〇〇〇町7-7 氏名 又は 名称 〇〇〇〇株式会社		領収日付印

上記のとおり納入しました。(金融機関保管)

岐阜県羽島市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入済通知書 ㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
212091	00800-6-960387	岐阜県羽島市
令和8年10月分	指定番号	納入金額(1)
	5432109	58,200 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (一括徴収分を含む)	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇
	退職所得分	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇
	延滞金	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇
	督促手数料	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇
納期限	令和8年11月10日	合計額
		〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇
(特別徴収義務者) 住所 又は 所在地 〒501-6〇〇〇 羽島市〇〇〇町7-7 氏名 又は 名称 〇〇〇〇株式会社		領収日付印

上記のとおり通知します。(受付店→十六銀行(取りまとめ銀行)→羽島市) (羽島市保管)

納入済通知書の納入金額欄に¥記号は記入しないでください。

- 例) ・納入すべき金額が、税額変更又は退職等により「納入金額(1)」と異なるときは、「納入金額(1)」の金額を横線で消し、「納入金額(2)」の該当する欄に納入すべき金額を記入してください。
- ・「納入済通知書」の納入金額欄に記入していただく字体は、標準字体(16ページ参照)にならって記入してください。この場合、納入金額の頭に¥記号は記入しないでください。
  - ・納入金額を書き損じた場合は、納入書つづりのうしろにとじてある予備の納入書を使用してください。記入方法については(4)をご参照ください。

(3) 納入すべき金額が「納入金額(1)」の欄の金額と異なる場合(給与分と退職分の場合)

岐阜県羽島市		個人市民税 個人県民税 森林環境税		領収証書(公)							
市区町村コード	口座番号	加入者名									
212091	00800-6-960387	岐阜県羽島市									
令和8年10月分		指定番号	納入金額(1)								
		5432109	58,200 円								
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。	給与分 (一括徴収 分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
	納						6	3	4	0	0
	入						2	7	8	0	0
	金										
延滞金											
督促 手数料											
(2)	合計額						9	1	2	0	0
納期限 令和8年11月10日		額									
(特別徴収義務者)		住所 〒501-6000		領収日付印							
又は所在地 羽島市〇〇〇町7-7											
氏名 〇〇〇〇株式会社		様									
又は名称											

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

岐阜県羽島市		個人市民税 個人県民税 森林環境税		納入書(公)							
市区町村コード	口座番号	加入者名									
212091	00800-6-960387	岐阜県羽島市									
令和8年10月分		指定番号	納入金額(1)								
		5432109	58,200 円								
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。	給与分 (一括徴収 分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
	納						6	3	4	0	0
	入						2	7	8	0	0
	金										
延滞金											
督促 手数料											
(2)	合計額						9	1	2	0	0
納期限 令和8年11月10日		額									
(特別徴収義務者)		住所 〒501-6000		領収日付印							
又は所在地 羽島市〇〇〇町7-7											
氏名 〇〇〇〇株式会社		様									
又は名称											

上記のとおり納入しました。(金融機関保管)

岐阜県羽島市		個人市民税 個人県民税 森林環境税		納入済通知書(公)							
市区町村コード	口座番号	加入者名									
212091	00800-6-960387	岐阜県羽島市									
令和8年10月分		指定番号	納入金額(1)								
		5432109	58,200 円								
納入すべき金額が右の納入金額 (1)の欄の金額と異なるときは、納 入金額(1)の欄を横線で抹消し、納 入金額(2)の欄に記入してくださ い。	給与分 (一括徴収 分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
	納						6	3	4	0	0
	入						2	7	8	0	0
	金										
延滞金											
督促 手数料											
(2)	合計額						9	1	2	0	0
納期限 令和8年11月10日		額									
(特別徴収義務者)		住所 〒501-6000		領収日付印							
又は所在地 羽島市〇〇〇町7-7											
氏名 〇〇〇〇株式会社		様									
又は名称											

上記のとおり通知します。(受付店 → 十六銀行(取りまとめ銀行) → 羽島市) (羽島市保管)

納入済通知書の納入金額欄に¥記号は記入しないでください。

- 例) 納入すべき金額が、税額変更又は退職所得分の納入等により「納入金額(1)」と異なるときは、「納入金額(1)」の金額を横線で消し、「納入金額(2)」の該当する欄に納入すべき金額を記入してください。
- 「納入済通知書」の納入金額欄に記入していただく字体は、標準字体(16ページ参照)になって記入してください。この場合、納入金額の頭に¥記号は記入しないでください。
  - 納入金額を書き損じた場合は、納入書つづりのうしろにとじてある予備の納入書を使用してください。記入方法については(4)をご参照ください。
  - 退職所得分の納入がある場合には、納入書裏面の「退職所得にかかる市民税・県民税の納入申告書」にも記入をお願いします。(16ページ参照)

(4) 予備の納入書を使用される場合

岐阜県羽島市		個人市民税 個人県民税 森林環境税		領収証書 ㊦	
市区町村コード	口座番号	加入者名			
212091	00800-6-960387	岐阜県羽島市			
令和8年11月分		指定番号	納入金額(1) 円		
		5432109			
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。	給与分 (一括徴収 分を含む)	値千百十 万千百十 円	47800		
	退職 所得分				
	延滞金				
	金				
納期限	令和8年12月10日	額	督促 手数料		
(2)		合計額	47800		
(特別徴収義務者)		住所 又は 所在地		領収日 付印	
		〒501-6000 羽島市〇〇〇町7-7			
氏名 又は 名称		〇〇〇〇株式会社		様	

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

岐阜県羽島市		個人市民税 個人県民税 森林環境税		納入書 ㊦	
市区町村コード	口座番号	加入者名			
212091	00800-6-960387	岐阜県羽島市			
令和8年11月分		指定番号	納入金額(1) 円		
		5432109			
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。	給与分 (一括徴収 分を含む)	値千百十 万千百十 円	47800		
	退職 所得分				
	延滞金				
	金				
納期限	令和8年12月10日	額	督促 手数料		
(2)		合計額	47800		
(特別徴収義務者)		住所 又は 所在地		領収日 付印	
		〒501-6000 羽島市〇〇〇町7-7			
氏名 又は 名称		〇〇〇〇株式会社			

上記のとおり納入しました。(金融機関保管)

岐阜県羽島市		個人市民税 個人県民税 森林環境税		納入済通知書 ㊦	
市区町村コード	口座番号	加入者名			
212091	00800-6-960387	岐阜県羽島市			
令和8年11月分		指定番号	納入金額(1) 円		
		05432109	012222		
212091		額	督促 手数料		
(2)		合計額	47800		
(特別徴収義務者)		住所 又は 所在地		領収日 付印	
		〒501-6000 羽島市〇〇〇町7-7			
氏名 又は 名称		〇〇〇〇株式会社		納	

上記のとおり通知します。(受付店 → 十六銀行(取りまとめ銀行) → 羽島市) (羽島市保管)

納入済通知書の納入金額欄に¥記号は記入しないでください。

- 例) ・各月分の納入書が汚損等で使用できなくなった場合又は「納入金額(2)」の欄に記入するときに書き損じた場合等に使用してください。
- ・記入していただく箇所は次のとおりです。
- 1) 「納入金額(2)」の欄 …… 給与分、退職所得分等の納入すべき金額を記入してください。
  - 2) 「令和 年 月分」の欄 … 徴収年月です。10月～12月以外の月については、07、08等と2桁で記入してください。
  - 3) 「納期限」の欄 …… 徴収月(給与等支給月)の翌月10日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)が納期限です。
- ・「納入金額(1)」の欄には、納入金額を記入しないでください。



## 特別徴収に係る給与所得者

# 異動届出書

- ◎不足分は羽島市ホームページでダウンロードのうえ、ご提出ください。  
(サイト内検索で「特別徴収」と検索ください) または、eLTAXでも提出可能です。
- ◎異動があったときは翌月の10日までに必ず提出してください。  
早期のご提出にご協力くださいますようお願いいたします。

記入例

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書  
特別徴収

徴収できなかった税額（一括徴収した場合は、一括徴収した税額）を記入してください。

年度		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
（あて先）		〒501-6292 羽島市竹鼻町丸の内6丁目160		
羽島市長		特別徴収義務者番号 5432109		
令和8年11月1日提出		宛名番号		
所在地		フリガナ マルノウチショウジ		
フリガナ		担当者 所属 総務		
氏名又は名称		氏名 丸内次郎		
個人番号又は法人番号		電話 058-123-4567		
フリガナ		内線 ( )		
氏名		異動年月日		
羽島一郎		8年 10月 20日		
生年月日		異動の理由		
昭和40年1月1日		1. 退職・長欠死亡 2. 特別徴収継続 3. 普通徴収 (本人納付)		
個人番号		異動後の未徴収税額の徴収方法		
受給者番号		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		
1月1日現在の住所		特別徴収税額 (年税額)		
羽島市正木町44		123,000円		
異動後の住所		徴収済額 (イ)		
羽島市正木町55		41,400円		
		未徴収税額 (ウ)		
		81,600円		

税額通知書の特別徴収義務者指定番号を記入してください。

- 特別徴収継続  
新しい勤務先で引き続き給与から天引きする場合
- 一括徴収  
退職時にその年度の未徴収税額を全額納入する場合
- 普通徴収  
未徴収税額を本人が納付する場合

- 転動（特別徴収継続）の場合は、新しい勤務先の名称・所在地を記入してください。  
特別徴収開始月は忘れず記入してください。

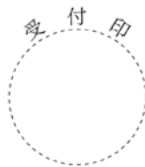
1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 10,200円を	
新しい勤務先		10月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。	
特別徴収義務者指定番号 5012346		受給者番号 9	
所在地 〒501-6292 羽島市正木町55		納入書の要否 (新規の場合のみ記載) <input type="checkbox"/> 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要	
フリガナ タケハナショウジ			
氏名又は名称 竹鼻商事(株)			
担当者連絡先			
所属 経理			
氏名 竹鼻一郎			
電話 058-456-1234			

2. 一括徴収の場合		左記の一括徴収した税額は、	
理由 1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年 1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		10月分(翌月10日納入期限分)で納入します。	
		徴収予定日 10月25日	
		徴収予定額(上記(ウ)と同額) 81,600円	

一括徴収をした税額を何月分で納入したかを記入してください。

3. 普通徴収の場合		※市町村記入欄	
理由 1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため			

一括徴収した税額(上記(ウ)の未徴収税額と同額)を記入してください。



# 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
----	--------	--------	--------

（あて先）  <b>羽島市長</b>  令和 年 月 日提出	給与支払者 （特別徴収義務者）	所在地											特別徴収義務者 指定番号			
		フリガナ											宛名番号			
		氏名又は名称											担当者 連絡先	所属		
		個人番号 又は法人番号												氏名		
												電話	内線 ( )			

給 与 所 得 者	フリガナ											（ア） 特別徴収税額 （年税額）	（イ） 徴収済額	（ウ） 未徴収税額 （ア）-（イ）	異動年月日	異動の理由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏名																
	生年月日	年 月 日															
	個人番号																
	受給者番号																
	1月1日 現在の住所																
異動後の 住所											円	円	円	年 月 日	<input type="checkbox"/> 1. 退職 <input type="checkbox"/> 2. 転職 <input type="checkbox"/> 3. 休職 <input type="checkbox"/> 4. 死亡 <input type="checkbox"/> 5. 支払少額・不定期 <input type="checkbox"/> 6. 合併・解散 <input type="checkbox"/> 7. その他 事由・理由	<input type="checkbox"/> 1. 特別徴収継続 <input type="checkbox"/> 2. 一括徴収 <input type="checkbox"/> 3. 普通徴収 （本人納付）	

1. 特別徴収継続の場合												新しい勤務先へは、月割額 円を 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。															
新 し い 勤 務 先 （特別徴収義務者）	特別徴収義務者 指定番号											新規	法人番号											担当者 連絡先	所属		
	所在地											氏名	電話	内線 ( )	納入書の要否 （新規の場合のみ記載）	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要										
	フリガナ																										
	氏名又は名称																										

2. 一括徴収の場合												左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。			
理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため											徴収予定月日	徴収予定額（上記（ウ）と同額）		
												月 日	円		

3. 普通徴収の場合												※市町村記入欄			
理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため														

## 《記載要領》

### 1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。

### 2. 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

### 3. 「給与支払者(特別徴収義務者)」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者(特別徴収義務者)の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

### 4. 「給与支払者(特別徴収義務者)」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。

### 5. 「給与支払者(特別徴収義務者)」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

### 6. 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。

### 7. 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。

### 8. 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

### 9. 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。

(2) 退職後令和9年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。(注 令和9年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。)

(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。(注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。)

### 10. 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまで同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。

### 11. 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。

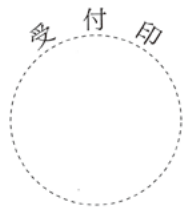
### 12. 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

### 13. ※印の欄は、記載しないでください。



## 特別徴収への切替申請書

年 月 日提出  (あて先)  羽島市長	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	〒						特別徴収義務者 指 定 番 号		
		フリガナ							受給者番号		
		名 称							担 当 者	係	
		法人番号								氏名	
代表者の 職 氏 名								電話			
給 与 所 得 者	フリガナ							左記のものについて 普通徴収の <input type="text"/> 期分から4期分までを 当社で <input type="text"/> 月分から特別徴収します。 ※普通徴収の納期が過ぎたものは、特別徴収への切替はできません。			
	氏 名										
	1月1日 現在の住所										
生年月日											
申 請 理 由  (該当に○を付 けてください)	1 年 月 日に入社したため						納 入 書 の 要 否	1	市作成の納入書の送付を希望。		
2 本人(給与所得者)から希望があったため						2		私製の納入書を使用または銀行サービス利用のため不要 ※既に本年度特別徴収実績がある場合は、納入書は送付しませんので 金額を訂正して使用ください。			
3 その他 ( )											
備 考											



第26号様式

# 市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例についての承認申請書

( 年 月 日提出)

第 号

(あて先)  羽島市長	申請者	住所又は所在地		電話番号		
		氏名又は事務所等の名称及び代表者氏名		法人番号		
					特別徴収義務者指定番号	
地方税法第321条の5の2ならびに羽島市税条例第45条の2の規定による特別徴収税額の納期の特例についての承認方を申請します。						
特例の適用を受けようとする税額	年 月分以降の納期に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額 円					
申請の日前6ヶ月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員 (内、臨時勤務者の人員をカッコ書きしてください)	年 月分	( 人 )	人	年 月分	( 人 )	人
	年 月分	( 人 )	人	年 月分	( 人 )	人
	年 月分	( 人 )	人	年 月分	( 人 )	人
現に市税の滞納があり、または最近において著しい納入遅延の事実がある場合においてそれがやむを得ない理由によるものであるときはその理由の詳細					その他参考事項	

※市役所処理欄	処理区分	却下の理由	発議	年 月 日	通知書作成	通知書番号		
	承認		決裁	年 月 日	課税台帳記入			
			施行	年 月 日	収入台帳記入			
			決裁	市長	副市長	部長	課長	課長補佐
	却下							



## 特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

◎変更があった場合はすみやかに提出してください。

法人番号	
特別徴収義務者 指定番号	

年 月 日  (あて先)  <b>羽 島 市 長</b>	給 与 支 払 者	(特別 徴収 義務 者)	所在地	担 当 者	係	
			名 称		氏名	
			代表者の 職 氏 名		電 話	

事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 日
フリガナ			
所 在 地	〒	〒	年 月 日
方 書			年 月 日
フリガナ			
名 称			年 月 日
法人番号			
電 話	市外局 局 番 内線 ( ) -	市外局 局 番 内線 ( ) -	年 月 日
備 考			

◎フリガナは誤読をさけるために必ず記入してください。

◎この届出書を提出されましても、法人市民税等の異動届を提出したことはありません。

